

令和4年度改定によって届出直しが必要となる施設基準（医科）

下記の改正された施設基準について、令和4年4月1日以降も引き続き算定する場合は、九州厚生局沖縄事務所へ再届出が必要です。

【基本診療料】

- 機能強化加算
- 感染対策向上加算1
- 感染対策向上加算2
- 後発医薬品使用体制加算1
- 後発医薬品使用体制加算2
- 後発医薬品使用体制加

【特掲診療料】

- 小児かかりつけ診療料1
- がんゲノムプロファイリング検査
- BRCA1/2遺伝子検査（令和4年4月1日以降に前立腺癌患者に対して「1」腫瘍細胞を検体とするものを算定する場合又は令和4年4月1日以降に前立腺癌患者若しくは膀胱癌患者に対して「2」血液を検体とするものを算定する場合に限る。）
- 血流予備量比コンピューター断層撮影
- 外来後発医薬品使用体制加算1
- 外来後発医薬品使用体制加算2
- 外来後発医薬品使用体制加算3
- 医科点数表第2章第10部手術の通則19に掲げる手術

☆ 届出様式は九州厚生局のホームページからダウンロードして使用してください。

☆ 届出直しが必要な主な施設基準のみ記載しています。新設された又は施設基準が創設されたものもありますので、詳細は告示・通知をご確認ください。また、今後、告示・通知の訂正がある場合が考えられますので、ご注意ください。

☆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から郵送で余裕を持つての提出をお願いします。

☆ 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定できます。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定できます。